

ExOrder(エクソオーダー)利用料金について

ExOrder(エクソオーダー)販売事業者利用規約 別添

本サービスの利用にあたり、甲は、以下条項に定めるところに従い、利用料金を乙に支払うものとします。

第1条 料金表

1. 本サービスの利用料金については、以下のとおりとします。

プラン	初期登録料	月額利用料	システム利用料 ※1	登録商品数	最低利用期間
プレミアム	¥98,000	¥39,800	売上高の3.0%	500	3ヶ月
スタンダード	¥68,000	¥29,800	売上高の4.0%	100	3ヶ月
スタートアップ	¥48,000	¥19,800	売上高の4.0%	10	3ヶ月

※1 単価0円の商品については、注文1件につき、50円のシステム利用料が発生いたします。

*上記費用に関しては、税別となっております、別途消費税がかかります。

*キャンペーンや価格改定により、変わることがございます。

*最新の料金表については、ExOrderのWebサイトにてご確認ください。

2. 本サービスにて利用できる決済方法は、「クレジットカード決済」のみとなっております、クレジットカード決済の利用料金については、以下のとおりとします。

初期登録料	月額利用料	決済手数料	トランザクション費用
¥50,000	¥10,000	売上高の5%	¥25/1注文

*上記費用に関しては、税別となっております、別途消費税がかかります。

*キャンペーンや価格改定により、変わることがございます。

*最新の料金表については、ExOrderのWebサイトにてご確認ください。

3. プランの変更、および解約時の利用料金の支払いなどについては、以下のとおりとします。

(1) プラン変更依頼日の翌月から、新しいプランとなります。

(2) 上位プランに変更する場合は、初期登録費用の差額をお支払ください。

(3) 下位プランに変更した場合の、初期登録費用の払い戻しはいたしません。

(4) 解約は解約月の前月までにお申し出ください。1ヶ月を切った場合でのお申し出の場合でも、解約月は翌月となります。なお、解約日は解約月の末日となります。

第2条 初期登録料

1. 甲は、本サービスを利用した販売等の行為を行うに当たって、乙に対し、第1条に定める金額を支払うものとします。

2. 甲は、本サービスを利用した販売の30日前までに、乙の指定する口座へ現金にて支払わねばなりません。

第3条 月額利用料

1. 甲は、乙に対し、本契約に基づき甲が利用する乙の本サービスに関連する月額の利用料(以下「月額利用料」といいます)として第1条に定める固定の月額利用料の支払を行うものとします。

2. 甲は、月の途中で契約開始の場合でも、サービス利用料の日割り計算はしないものとし、1か月分の月額利用料を支払うものとします。

3. 甲は、月額利用料を利用月の前月末日までに乙の指定する口座へ現金にて支払わねばなりません。

第4条 システム利用料

1. 甲は、乙に対し、本契約に基づき甲が利用する乙の本サービスに関連するシステムの利用料（以下「システム利用料」といいます）として、本条に基づき算出される月間の売上高（以下「基準売上高」といいます）に、第1条に定める料率を乗じた金額の合計額の支払を行うものとします。
 - (1)基準売上高は、サーバ上のデータをもとに、乙が算定するものとします。
 - (2)基準売上高は、当月1日から当月末日までに受注された総額にて毎月算出するものとします。
 - (3)基準売上高は、返品や取り消しの有無に関わらず、算出するものとします。
2. 甲は、乙に対し、利用月の翌月末日までに、乙が定める方法によりこれを支払うものとします。

第5条 決済手数料

1. 甲は、本契約に基づき甲が利用する乙の本サービスに関連する決済の手数料（以下「決済手数料」といいます）として、本条に基づき算出される決済額に、第1条に定める料率を乗じた金額の合計額の支払をクレジット決済代行会社に行うものとします。
 - (1)決済額は、サーバ上のデータをもとに、乙が算定するものとします。
 - (2)決済額は、請求確定（以下「キャプチャー」といいます。）された額にて、キャプチャー毎に算出するものとします。
 - (3)決済額は、返品や取り消しの有無に関わらず、算出するものとします。
2. クレジット決済における売上金額は、決済手数料および振込手数料等（以下「決済手数料等」といいます）を差し引いて、甲の指定する口座に入金されます。なお、決済手数料等や入金サイトについては、別途クレジット決済代行会社と甲との契約によるものとします。

第6条 トランザクション費用

1. 甲は、乙に対し、本契約に基づき甲が利用する乙の本サービスに関連する決済のトランザクション費用（以下「トランザクション費用」といいます）として、本条に基づき算出される注文件数にて、第1条に定めるトランザクション費用の支払を行うものとします。
 - (1)注文件数は、サーバ上のデータをもとに、乙が算定するものとします。
 - (2)注文件数は、当月1日から当月末日までに受注された総数にて毎月算出するものとします。
 - (3)注文件数は、返品や取り消しの有無に関わらず、算出するものとします。
2. 甲は、乙に対し、利用月の翌月末日までに、乙が定める方法によりこれを支払うものとします。

第7条 料金の改定

乙は、甲の承諾無くExOrder利用料金表を改定または部分的変更を行うことができるものとし、甲は、改定後の料金を乙指定の方法で支払うものとします。

以上